

京都市告示第 2 6 8 号

平成 2 4 年 1 0 月 5 日京都市告示第 2 6 7 号（公営住宅法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する数値の決定等）の一部を平成 2 5 年 9 月 1 日から次のように改めます。

平成 2 5 年 8 月 1 6 日

京都市長 門川 大作

「

西野山市営住宅	第 2 棟	201 号 , 301 号及び 305 号	0.9342
		その他	0.7842

」

を

「

西野山市営住宅	第 2 棟	104 号 , 107 号 , 201 号 , 301 号及び 305 号	0.9342
		その他	0.7842

」

に ,

「

西野山市営住宅	第 5 棟及び第 6 棟		0.7842
---------	--------------	--	--------

」

を

「

西野山市営住宅	第 5 棟	102 号	0.9342
		その他	0.7842
	第 6 棟		0.7842

」

に ,

「

西野山市営住宅	第 8 棟	203 号及び 205 号	0.9342
		その他	0.7842

」

を

「

西野山市営住宅	第 8 棟	203 号 , 205 号及び 505 号	0.9342
		その他	0.7842

」

に ,

「

西野山市営住宅	第 9 棟	301 号 , 307 号及び 407 号	0.9342
		その他	0.7842

」

を

「

西野山市営住宅	第 9 棟	109 号 , 205 号 , 301 号 , 307 号 , 407 号及び 503 号	0.9342
		その他	0.7842

」

に ,

「

西野山市営住宅	第 12 棟	105 号及び 309 号	0.9342
		その他	0.7842

」

を

「

西野山市営住宅	第 12 棟	105 号 , 301 号及び 309 号	0.9342
		その他	0.7842

」

に ,

「

西野山市営住宅	第 13 棟及び第 14 棟		0.7842
---------	----------------	--	--------

」

を

「

西野山市営住宅	第 13 棟		0.7842
	第 14 棟	104 号	0.9342
		その他	0.7842

」

に ,

「

勸修寺北市営住宅	第 3 棟	104 号 , 106 号 , 107 号 及び 507 号	0.9321
		その他	0.7821

」

を

「

勸修寺北市営住宅	第 3 棟	104 号 , 106 号 , 107 号 , 207 号 , 505 号及び 507 号	0.9321
----------	-------	--	--------

		その他	0.7821
--	--	-----	--------

」

に、

「

檜原市営住宅	第1棟	306号	0.9395
		その他	0.7895

」

を

「

檜原市営住宅	第1棟	303号、304号及び306号	0.9395
		その他	0.7895

」

に、

「

檜原市営住宅	第3棟	109号及び510号	0.9395
		その他	0.7895

」

を

「

檜原市営住宅	第3棟	109号、206号及び510号	0.9395
		その他	0.7895

」

に、

「

檜原市営住宅	第4棟から第5棟まで		0.7895
--------	------------	--	--------

」

を

「

檜原市営住宅	第4棟	205号	0.9395
		その他	0.7895
	第5棟		0.7895

」

に、

「

檜原市営住宅	第6棟	501号	0.9395
		その他	0.7895

」

を

「

檜原市営住宅	第6棟	101号及び501号	0.9395
		その他	0.7895

」

に、

「

檜原市営住宅	第8棟	207号及び407号	0.9395
		その他	0.7895

」

を

「

檜原市営住宅	第8棟	104号、207号及び407号	0.9395
--------	-----	-----------------	--------

		その他	0.7895
--	--	-----	--------

」

に、

「

石田東市営住宅	第3棟		0.7804
---------	-----	--	--------

」

を

「

石田東市営住宅	第3棟	103号	0.9304
		その他	0.7804

」

に、

「

石田東市営住宅	第4棟	202号及び407号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

「

石田東市営住宅	第4棟	202号, 205号, 404号 及び407号	0.9304
		その他	0.7804

」

に、

「

石田東市営住宅	第5棟	107号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

「

石田東市営住宅	第5棟	107号及び505号	0.9304
		その他	0.7804

」

に、

「

石田東市営住宅	第6棟から第7棟まで		0.7804
---------	------------	--	--------

」

を

「

石田東市営住宅	第6棟		0.7804
	第7棟	505号	0.9304
		その他	0.7804

」

に、

「

石田東市営住宅	第8棟	103号及び401号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

「

石田東市営住宅	第8棟	103号、105号及び401号	0.9304
		その他	0.7804

」

に ,

「

石田東市営住宅	第 9 棟	103 号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

「

石田東市営住宅	第 9 棟	103 号及び 104 号	0.9304
		その他	0.7804

」

に ,

「

石田西市営住宅	第 1 棟から第 5 棟まで		0.7804
---------	----------------	--	--------

」

を

「

石田西市営住宅	第 1 棟		0.7804
	第 2 棟	108 号及び 202 号	0.9304
		その他	0.7804
	第 3 棟	203 号	0.9304
		その他	0.7804
	第 4 棟		0.7804
	第 5 棟	101 号	0.9304
		その他	0.7804

」

に ,

「

石田西市営住宅	第8棟及び第9棟		0.7804
---------	----------	--	--------

」

を

「

石田西市営住宅	第8棟		0.7804
	第9棟	105号	0.9304
		その他	0.7804

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)